

○小山市水道事業給水条例

平成9年12月25日

条例第23号

改正 平成13年3月21日条例第9号

平成13年6月29日条例第26号

平成14年12月25日条例第44号

平成15年12月25日条例第37号

平成25年3月22日条例第35号

平成25年12月24日条例第57号

平成30年12月26日条例第40号

令和元年9月30日条例第7号

小山市水道事業給水条例（昭和34年条例第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第15条）

第3章 給水（第16条—第22条）

第4章 料金、加入金及び手数料（第23条—第33条）

第5章 管理（第34条—第44条）

第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第45条—第47条）

第7章 雑則（第48条）

第8章 罰則（第49条・第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）
その他法令に定めがあるもののほか、小山市水道事業の給水料金、給水装置工事
の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定め
るとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理

者の資格基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために、市の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去のための工事をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置の種類は、次の2種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置工事をしようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う市長（第19条第2項を除き、以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申込みの際、管理者は、必要があると認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(給水装置工事の申込みの留保)

第5条 小山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第17号）第2条第2項第1号に定める給水区域内であっても、現に配水管が布設されていない箇所における給水装置の新設工事の申込みについては、これを留保することができる。

(開発行為の協議)

第6条 給水区域内において開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に基づく開発行為で、その面積が1,000平方メートル以上のものをいう。）を行おうとする者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等につ

いて、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の負担)

第7条 給水装置工事に要する費用は、給水装置工事の申込者（以下「工事申込者」という。）の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の設計及び施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、当該工事完成後に管理者の検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下単に「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を付すことができる。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費

(6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の前納)

第11条 工事申込者は、設計によって算出した工事費を前納しなければならない。

ただし、管理者がその必要がないと認める工事については、この限りでない。

2 前項の工事費は、工事完成後に清算する。

(工事費未納の場合の措置)

第12条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を工事申込者が指定期限までに納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(工事申込みの撤回)

第13条 管理者は、工事申込者が工事申込み後、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申込みを撤回したものとみなす。

(1) 指定期限までに工事費を納入せず、又は必要書類を提出しないとき。

(2) 給水装置工事の施行に際し工事申込者の責に帰すべき事由により当該工事に着手できないとき。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転、配水管の新設その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第15条 工事申込者は、給水装置の設置又は管理に関し利害関係人に異議があるときは、その責を負う。

第3章 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 管理者は、前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 管理者は、第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、その責を負わない。

(給水の申込み)

第17条 市の水道により水の供給を受けようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第18条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

3 管理者は、メーターの位置が管理上不適当と認めるときは、給水装置の所有者又は使用者の負担においてこれを変更させることができる。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置し、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与保管させる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることができる。

(1) 1箇所で2個以上のメーターを必要とするとき。

(2) その他管理者が認めるとき。

2 前項の規定によるメーターの貸与を受けた水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 前項の規定による管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した水道使用者等は、その損害額を弁償しなければならない。

(届出義務)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管

理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止するとき。
- (2) メーターの口径を変更するとき。
- (3) 用途を変更するとき。
- (4) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。
- (5) 臨時に給水装置を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者又は管理人の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 私設消火栓を消防に使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いがなければならない。

3 私設消火栓を消防の演習に使用するときの消火栓の使用時間は、5分を超えてはならない。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、前項の請求者からその実費を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 給水料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は代理人から徴収する。

(料金)

第24条 料金は、1月につき次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生

じたときは、これを切り捨てるものとする。

用途	料金 基本料金 (円)	従量料金 1m ³ につき (円)	
		水量 (m ³)	料金 (円)
家事用	880	8m ³ までの分	20
		8m ³ を超え20m ³ までの分	150
		20m ³ を超える分	160
一般用	1,600	10m ³ までの分	20
		10m ³ を超え20m ³ までの分	220
		20m ³ を超える分	230
湯屋用	水量が100m ³ まで 7,000	100m ³ を超える分	70
臨時用	水量が1m ³ まで 290	1m ³ を超える分	290
私設消火栓用	1回1か所5分以内 800		
共用栓用	880	8m ³ までの分	20
		8m ³ を超え20m ³ までの分	150
		20m ³ を超える分	160

(使用水量の計量及び料金の算定)

第25条 使用水量の確認は、料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）のうち隔月の定例日にメーターの点検を行い、計量することにより行うものとし、料金の算定は、当該計量した使用水量の2分の1をもって同月及びその前月それぞれの料金とする。

2 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、定例日を変更することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量及び用途を

認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。
- (4) 漏水その他の理由により使用水量が不明のとき。
- (5) メーターの点検ができないことにより使用水量が確定しないとき。

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金の算定は、次のとおりとする。

- (1) 水道の使用を開始した日から使用水量の計量を行う隔月の定例日（以下「隔月定例日」という。）までの期間が1月以内のときは、基本料金及び従量料金のいずれも1月使用したものとみなして算定する。
- (2) 水道の使用を開始した日から隔月定例日までの期間が1月を超えたときは、基本料金及び従量料金のいずれも2月使用したものとみなして算定する。
- (3) 水道の使用を中止したときは、中止した日の直前の隔月定例日から中止した日までの期間により、前2号の規定を準用し算定する。

2 月の中途において、その用途を変更した場合の料金は、その使用日数の多い用途の料金によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の用途の料金により算定する。

(臨時使用の場合の料金の前納)

第28条 工事その他の理由により、一時的に水の供給を受けようとする者は、給水の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を中止したとき又は管理者が必要と認めたときに清算する。

(無届使用に対する認定)

第29条 前使用者の給水装置を管理者に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書又は口座振替により隔月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 水道の使用を中止し、又は給水装置を撤去したときの料金は、随時徴収する。
(加入金)

第31条 給水装置の新設工事又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）の申込者は、次に掲げる額に100分の110を乗じて得た金額の水道加入金（以下「加入金」という。）を納入しなければならない。

(1) 新設工事 メーターの口径に応じ次の表に定める額

メーターの口径	加入金の額（円）
13ミリメートル	55,000
20ミリメートル	137,000
25ミリメートル	275,000
30ミリメートル	429,000
40ミリメートル	836,000
50ミリメートル	1,507,000
75ミリメートル	4,070,000
100ミリメートル	8,470,000
150ミリメートル	22,000,000
150ミリメートルを超えるもの	管理者が定める額

(2) 改造工事 前号に規定するメーターの口径に対応する改造後の額から改造前の額を控除した額

2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事及び改造工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の申込者は、前項の規定にかかわらず次に定める額に100分の110を乗じて得た金額を加入金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 当該共同住宅の1戸毎に算出した前項に定めるメーターの口径に対応する額を合計した額

(2) 改造工事 当該共同住宅の増加する戸数について1戸毎に算出した前項に定めるメーターの口径に対応する額を合計した額

3 受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、前項の規定を準用して得た額を加入金として納入しなければならない。

4 加入金は、第1項の工事の申込者にあつては給水装置工事の申込みの際、前2項の申込者にあつては新たに給水を受ける際に納入しなければならない。

5 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置工事の完成前における工事申込みの取消しその他の管理規程で定める事由に該当するときは、この限りでない。

(手数料)

第32条 手数料は、次に掲げる区分により、申込者から申込手続きの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第8条第1項の規定による指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき10,000円

(2) 第8条第2項の規定による給水装置工事設計審査手数料 1件につき500円

(3) 第8条第2項の規定による完成検査手数料 1回1件につき500円

(4) 各証明書交付手数料 1件につき100円

(料金等の減免)

第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の管理義務)

第34条 給水装置の使用者又は所有者は、供給を受ける水が汚染又は漏水しないよう十分な注意をもって給水装置を管理しなければならない。

2 前項の使用者又は所有者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用しないこと。

(2) メーターの設置場所にメーターの点検又は修繕の障害となる建築物、工作物等を設置し、荷物、鉢植え等を留置し、又は動物の類を係留しないこと。

(3) 給水装置に異常があると認めるときは、直ちに管理者に届け出ること。

3 管理者は、給水装置の位置その他の事項について管理上不相当と認めるときは、その給水装置の所有者の負担においてこれを変更させることができる。

(特定の給水装置の操作の禁止)

第35条 給水装置のうち、メーター、特定の止水栓、消火栓その他の管理規程で定めるものの操作は、管理者の指定する職員又は管理者が指示した者以外の者が行ってはならない。

(家族等の行為に対する責任)

第36条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人その他これらに類する者の行為について、この条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第37条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者の内から代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(給水装置の検査等)

第39条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示し、又は自ら措置することができる。

2 前項の措置に要する費用は、措置を命ぜられた者又はその必要を生じさせた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第40条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装

置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第41条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、その者に対する給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が第10条、第18条第3項及び第39条第2項の工事費、第24条の料金、第31条の加入金、第32条の手数料並びに第34条第3項の修繕費を指定期限までに納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が正当な理由がなく第25条の使用水量の計量又は第39条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道使用者等が正当な理由がなく第14条の給水装置変更等の工事を拒み、又は第34条第3項の給水装置の変更命令に従わないとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用した場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第42条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が90日以上所在が不明であり、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあり、将来にわたって使用の見込みがないと認めるとき。

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第43条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道を

いう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道設置者の責務)

第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第45条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、濾過池、浄水池、消毒設備若しくは配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第46条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生

工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第47条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科

目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第7章 雑則

(委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

(過料)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第4条の承認を受けずに給水装置工事を行った者
- (2) 正当な理由がなく第14条の給水装置変更等の工事、第18条のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第39条の検査並びに第40条及び第41条の給水の停止を拒み、若しくは妨げ、若しくは第18条第3項のメーター位置の変更命令若しくは第34条第3項の給水装置の変更命令を拒み、又は第

35条の特定の給水装置操作の禁止に違反した者

(3) 第34条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第24条の料金、第31条の加入金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、偽りその他不正の行為をした者

(5) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく管理規程若しくは指示に違反した者

(料金等を免れた者に対する過料)

第50条 市長は、偽りその他不正の行為によって第24条の料金、第31条の加入金又は第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の小山市水道事業給水条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第12条第3項の指定工事店の指定を受けている者は、この条例施行の日から90日間(民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律(平成8年法律第107号)附則第2条第2項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間)は、改正後の小山市水道事業給水条例第8条の指定給水装置工事事業者の指定を受けた者とみなす。

附 則(平成13年3月21日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月29日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第24条の規定は、第25条に規定する定例日が平成13年7月1日以後に属する料金について適用し、同日前に定例日が属する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月25日条例第44号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第24条の規定は、第25条第1項に規定する定例日が平成16年1月1日以後に属する料金について適用し、同日前に定例日が属する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月22日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第24条の規定は、第25条第1項に規定する定例日が平成25年4月1日以後に属する料金について適用し、同日前に定例日が属する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月24日条例第57号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の施行の日（平成26年4月1日。以下「施行日」という。）から施行する。

（小山市水道事業給水条例に関する経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に給水を受けている者の施行日以後最初の定例日に係る料金については、なお従前の例による。

2 改正後の小山市水道事業給水条例第31条第1項の規定は、同項の規定による給水装置の工事の申込日が施行日以後の加入金について適用し、申込日が同日前の加入金については、なお従前の例による。

3 改正後の小山市水道事業給水条例第31条第1項に規定する加入金の額を準用する同条第2項及び第3項に規定する者に係る加入金の取扱いについては、それぞれ新たに給水を受ける日が施行日前であるものは、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月26日条例第40号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中小山市水道事業の設置等に関する条例第5条の改正規定（「第4項」を「第8項」に改める部分に限る。）、第6条中小山市下水道条例第25条の2第1項の改正規定（「第17条の3」を「第17条の2」に改める部分に限る。）、第8条中小山市農業集落排水処理事業の設置等に関する条例別表の改正規定並びに第10条中小山市水道事業給水条例第40条第1項の改正規定（「第4条」を「第5条」に改める部分に限る。）、同条第2項の改正規定（「ただし書」を加える部分に限る。）及び同条例第44条第1項の改正規定 公布の日

（小山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正等に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際、第5条の規定による改正前の小山市公共下水道事業受益者負担に関する条例、第6条の規定による改正前の小山市下水道条例、第7条の規定による改正前の小山市水洗便所改造資金貸付条例、第9条の規定による改正前の小山市農業集落排水処理事業受益者分担金に関する条例又は第10条の規定による改正前の小山市水道事業給水条例によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の各条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和元年9月30日条例第7号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行す

る。

(小山市水道事業給水条例に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の小山市水道事業給水条例（以下「改正給水条例」という。）第24条の規定は、施行日以後最初の料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）に係る料金から適用し、施行日前の定例日に係る料金については、なお従前の例による。

2 改正給水条例第31条第1項の規定は、同項の規定による給水装置の工事の申込日が施行日以後の加入金について適用し、申込日が施行日以前の加入金については、なお従前の例による。

3 改正給水条例第31条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、同条第4項の規定による給水を受ける日が施行日以後の加入金について適用し、給水を受ける日が施行日以前の加入金については、なお従前の例による。